

令和２年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和２年３月１７日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する１ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率 70%未満）

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

4. 実施内容

- (1) 全ト協「広報とらつく」4月1日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらつく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようにお願いします。

以 上